第５章　被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

○　都は、平成 19 年の地域防災計画修正の際に、地震防災対策特別措置法に基づく「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」を、減災目標として定め、対策を推進してきた。

○　しかしながら、災害対策を推進する目的には、災害による人的･物的被害を軽減することのみにとどまらず、都民生活や都市の活動を早期に復旧・復興させることも含まれている。

○　このため、そうした趣旨を明らかにする観点から、減災目標の名称を「被害軽減と都市再生に向けた目標」へと改めた上で、次のとおり目標を定めた。

○　この目標を 10 年以内に達成する。ただし、都の応急対応力の強化など速やかな対応が必要な対策については、可能な限り早期に達成する。

○　都は、目標達成に向けて、国、区市町村、事業者、都民と協力して対策を推進していく。

目標１

①　死者を約 6,000 人減少させる。
②　避難者を約 150 万人減少させる。
③　建築物の全壊・焼失棟数を約 20 万棟減少させる。

○　東京湾北部地震（冬の夕方 18 時、風速８m/秒）のケースで、揺れや火災による死者を約 6,000 人、避難者を約 150 万人、倒壊や焼失による建築物の全壊棟数（約 30 万棟）を約 20 万棟、それぞれ減少させる。

（減災効果の内訳）

対策／項目	死者数	避難者数	全壊･焼失棟数
建築物の耐震化	約 3,900 人減	約 104 万人減	約 8.2 万棟減
建築物の不燃化・耐震化、延焼遮断帯の整備等	約 2,000 人減	約 37 万人減	約 9.2 万棟減
防災市民組織や消防団の初期消火力の強化	約 500 人減	約 8 万人減	約 2.2 万棟減
合　計	約 6,400 人減	約 149 万人減	約 19.6 万棟減

＜目標を達成するための主な対策＞

（死者・避難者・建築物被害の減）

- 住宅の耐震化率を平成 27 年度までに 90%、平成 32 年度までに 95%にする。
- 木造住宅密集地域（整備地域）の不燃領域率を平成 32 年度までに 70%にする。
- 主要な都市計画道路（整備地域）の整備率を平成 32 年度までに 100%にする。
- 東京防災隣組の活動を都内全ての区市町村へ波及
- 消防団活動体制の充実により、災害活動力を向上

など

目標２

①　中枢機能を支える機関（国、都、病院等）の機能停止を回避する。
②　企業等の備蓄や一時滞在施設の確保により、帰宅困難者 517 万人の安全を確保する。

○　首都中枢機能を支える都や国、区市町村といった行政機関や、病院などの関係機関について、発災後も、その機能を確実に発揮できるようにする。
○　帰宅困難者 517 万人について、企業による備蓄を推進し一斉帰宅を抑制するとともに、一時滞在施設の確保などを進めることで、全ての帰宅困難者の安全を確保する。

＜目標を達成するための主な対策＞

（中枢機関の機能維持）
・　浄水場等の耐震化を推進するとともに、管路については、医療機関や首都中枢機関等への供給ルートの耐震継手化を平成 28 年度までに 100％完了する。
・　水再生センター等の耐震化を推進するとともに、避難所や災害拠点病院などの施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化を平成 25 年度までに 100％完了する。
・　東京都災害医療コーディネーターを中心に全都で最適な医療資源の配分を行う。
・　医療救護所などで医薬品等が不足した場合に対応できるよう、薬剤師会や卸売販売業者と連携した供給体制を構築する。
・　災害時に医療機能の維持が特に必要な病院については、災害時にも水や非常用発電に必要な燃料を確保するため、都や協定締結団体等と連携した供給体制を確立する。

など

（帰宅困難者の安全確保）
・　東京都帰宅困難者対策条例に基づき、都内の事業所は、従業員等の施設内待機のための計画を策定し、従業員等への周知や３日分の備蓄の確保などに取組む。
・　企業や学校などに所属していない行き場の無い帰宅困難者を待機させるため、一時滞在施設を確保する。
・　混乱収拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、災害時帰宅支援ステーションの充実を図る。
・　徒歩帰宅が困難な災害時要援護者のために、バスや船舶などの代替輸送手段を確保する。

など

目標３

①　ライフラインを 60 日以内に 95%以上回復する。

②　避難所の環境整備などにより被災者の当面の生活を支えるとともに、ライフラインの回復とあわせて、応急仮設住宅への入居などを進め、早期に被災者の生活再建の道筋をつける。

○　都民の暮らしを支えるライフラインについて、被災者の生活と首都東京の機能を早期に回復する観点から、都はライフラインの復旧目標を設定する。

具体的には、被災から 60 日以内に全てのライフラインの機能を 95%以上回復させることを目標とする。

○　各ライフライン事業者は、耐震化等を進めるとともに、被災後の復旧体制を整備し、首都直下地震等の発災時には、復旧目標や現実の被災状況等を踏まえて、早期の機能回復に努めるものとする。

・電力	7日	・上水道	30 日
・通信	14 日	・下水道	30 日
・ガス	60 日		

○　避難所の環境整備などにより被災者の当面の生活を支えるとともに、ライフラインの回復とあわせて、応急仮設住宅への入居などを進め、早期に被災者の生活再建の道筋をつける。

＜目標を達成するための主な対策＞

（ライフラインの回復）

・　浄水場等の耐震化を推進するとともに、管路については、医療機関や首都中枢機関等への供給ルートの耐震継手化を平成 28 年度までに 100％完了する。

・　水再生センター等の耐震化を推進するとともに、避難所や災害拠点病院などの施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化を平成 25 年度までに 100％完了する。

など

（生活再建の早期化）

・　災害に係る住家被害認定等に関するガイドラインを作成するとともに、り災証明に係るシステムを導入し、り災証明を速やかに発行できる体制を構築する。

・　義援金を迅速に配分できる体制を構築し、震災後の被災者の生活再建を総合的に支援する。

・　都は、被害状況に応じて都営住宅等の公的住宅の活用、民間賃貸住宅の借上げ及び仮設住宅の建設により応急仮設住宅を効率的に供給する。

など